

### 台湾特許資料

台湾特許出願における審査官インタビュー制度が改定され、  
審査官インタビューの利用価値が高まる（発効日：2017年7月1日）

2017年12月11日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

## 1. はじめに

より確実に且つ効率よく権利化を図るために、審査官インタビュー（"in-person interview"）を行うことは、台湾プラクティスにおいて非常に有効な措置であると言われています。審査官インタビュー（専利法第42条及び同76条）を行う場合、特許出願の拒絶理由に対する応答書をファイルすると同時に審査官インタビューを申請することが一般的です。

これまでは、台湾において、応答書をファイルする前に審査官インタビューを申請しても、審査官は認めてくれないことが通常でした。

このような状況下で、台湾知的財産局（TIPO）は、2017年4月から6月までの3ヶ月間、これまでの審査官インタビューに対する改善点を含む新たな審査官インタビューの試行を実施しました。その後、これまでの審査官インタビュー制度を改定し、**2017年7月1日**から新たな審査官インタビュー制度の正式運用を開始しました。新たな審査官インタビュー制度について、以下に詳細に説明します。

**【全5頁】**

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。  
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>  
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>  
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>  
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>  
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>  
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。